

監 査 報 告 書

学校法人 明倫学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

令和 7年 5月29日

学校法人 明倫学園

監 事 山本 敏彦

監 事 大西 尚之

私たちは、学校法人明倫学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における計算書類及び事業報告書並びに、理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人明倫学園の令和7年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不整の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。